

1 単位認定

本学においては、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに則して各授業科目の到達目標を設定して学生の学修到達度を評価し、学則の規定に基づき単位の認定を行う。

学則

(単位の計算方法)

第26条 各授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準より計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 前各号の規定にかかわらず、教育上特に必要があると学長が認める場合は、単位の計算方法を変更することができる。
- (5) 第1号から第3号の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して、教学委員会で審議し、単位を認定することが適切と学長が認める場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を別に定めることができる。

(単位の認定)

第30条 学長は、授業科目を履修し、単位認定の要件を満たした者には、所定の単位を与える。

- 2 単位の認定は、あらかじめシラバス等によって示された成績基準により所定の成績を取めた者に対して行う。
- 3 出席時間数3分の2（介護実習のみ5分の4）に満たない者は、単位認定を受けることができない。

2 履修制限

学則に規定されている単位認定の確実性を保証するため、各学期の履修上限単位を24単位とする。ただし、GPAが3.50以上に達している成績優秀で意欲のある学生は、その上限を超えて2単位を履修することができる。

学則

第29条 学生が各学年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1セメスターに履修科目として登録することのできる単位数の上限は、原則として24単位以内とする。ただし、教学委員会で審議し、学長が認めた集中講義科目、要卒単位外の資格関連科目については、この限りではない。

2 その他制限単位数を超える履修登録を認める場合は、教学委員会で審議し、学長の許可を得なければならない。

3. 評価方法

成績の評価は、科目担当教員が定期試験、中間試験、レポート、授業への参加等を総合的に評価し、学則の規定に従って行う。評価方法については、シラバスに明記する。

(試験等の評価)

第31条 授業科目の試験の成績は、秀(90点以上)・優(80点～89点)・良(70点～79点)・可(60点～69点)・不可(59点以下)の5種の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、所定の単位を与える。